

# 労働関係基準法制の見直しにおける 宿泊観光産業の実態を踏まえた勤務間インターバル制度の検討のお願い

労働者の健康確保、過重労働防止等については宿泊観光業界としてもこれまでから最大限の努力を重ねてきたところであり、  
勤務間インターバル制度の趣旨については賛同

## 宿泊観光産業の特性

24時間365日の  
稼働

チェックイン・アウト時  
への業務の集中

朝食・夕食の提供

深夜・緊急対応の  
必要性

- 一般的なオフィス勤務とは異なり、不規則（緊急のお客様対応など）・変則的（中抜け勤務など）な勤務形態とならざるを得ない
- 一方で、中抜け時間を含めれば11時間を超える休憩時間を確保

## 【宿泊施設スタッフ勤務シフト（例）】

	5:00	7:00	9:00	10:00	11:00	15:00	16:00	18:00	20:00	21:00	22:00
調理・配膳係の勤務形態		朝食仕込み	朝食提供	片付け	休憩時間（中抜け）		夕食仕込み		夕食提供		片付け
フロントの勤務形態			チェックアウト対応		休憩時間（中抜け）			チェックイン対応			



実態にそぐわない制度の義務化は、  
人手不足の深刻化⇒稼働率の低下・サービス品質の低下⇒宿泊施設の機能低下⇒地域観光への大きな打撃

制度の柔軟運用を認めるなど、宿泊観光産業の実態を踏まえた制度の検討をお願いしたい